

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 鎌ヶ谷ショッピングプラザ
- 2 所在地 鎌ヶ谷市富岡一丁目517番地3
- 3 建物設置者 株式会社モール・エスシー開発 代表取締役 近藤 悦啓
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか（業種：食料品専門店 ほか）
- 5 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 9, 225 m²（変更後） 4, 967 m²

（2）駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 197台

（変更後） 135台

（3）駐輪場の位置

（4）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 155 m²（変更後） 104 m²

（5）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 150 m³（変更後） 39 m³

（6）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 3か所

（変更後） 1か所

- 6 変更年月日 平成26年1月18日： 5－（1）、（2）、（3）、（4）及び（5）
平成25年10月31日： 5－（6）

7 処理経過

- （1）届出日 平成25年5月17日
- （2）公告縦覧期間 平成26年6月7日～平成25年10月7日
- （3）説明会 平成25年7月11日

<届出概要>

- 1 店舗面積：4, 967 m²
- 2 駐車場の収容台数：135台
- 3 駐輪場の収容台数：330台
- 4 荷さばき施設の面積：104 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：39 m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 鎌ヶ谷市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月30日通知

<理由>

- (1) この届出は、既存の店舗を建て替えリニューアルするものであり、店舗面積を減少するほか、駐車場台数等届出項目が変更される。しかし、交通や騒音等について適切な対応がとられ、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する鎌ヶ谷市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

*第104回大規模小売店舗立地審議会（平成25年7月24日開催）において、以降に建て替え案件の事前協議（変更計画書の提出）がなされるものは審議会に諮問することに決定した。本案件は建て替えであるものの、5月17日に届出されたため諮問の対象外。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオンタウン木更津
- 2 所在地 木更津市請西南二丁目27番1ほか
- 3 建物設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳
- 4 小売業者名 マックスバリュ関東株式会社ほか（業種：食料品専門店ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - （変更前） 731台
 - （変更後） 614台
 - (2) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置
 - （変更前） 6か所
 - （変更後） 5か所
- 6 変更年月日 平成26年1月25日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年5月24日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年6月11日～平成25年10月11日
 - (3) 説明会 平成25年6月25日
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 木更津市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：12,407㎡
- 2 駐車場の収容台数：614台
- 3 駐輪場の収容台数：359台
- 4 荷さばき施設の面積：533㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：216m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～翌午前6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年11月6日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、契約駐車場の返還に伴う収容台数の変更及び駐車場の入口の変更で、必要な駐車場台数は確保されており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する木更津市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。